

平成30年度

修二小いじめ防止基本方針

京都市立修学院第二小学校

「修二 小いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条ならびに京都市いじめの防止等に関する条例第10条に基づき、本校のいじめの防止等のための対策に関する基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭（教育相談主任）・栄養教諭・生徒指導担当教員・スクールカウンセラー 当該学年担任

イ 役割・取組内容

【役割の計画・検証】

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・「取組評価アンケート」「いじめ防止対策委員会」「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する共有や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・「学校いじめ防止等に関わる年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、教職員の共通理解と意識啓発を実施する役割
- ・いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止取組指針」「修二いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・年間の取組の見直し

【未然防止】

- ・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・個別面談や教育相談窓口の集約

【開催時期】

定例委員会を月1回 開催 (緊急対応の場合は、この限りではない。)

【早期発見・事案対処】

- ・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導体制および対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・個別面談や教育相談窓口の集約

【役割等の周知】

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等について、児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備

- ・一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する「支援教育」の推進
- ・計画的な学習施設などの学習環境の維持・整備の充実
- ・清掃活動や校内美化活動などによる、児童自ら行う学習環境整備
- ・自然災害や災害事故の防災、減災のための環境整備

イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎・基本の学力の定着を図る。
- ・自主学習ノートの充実
- ・総合的な学習、生活科などを通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・すべての児童が主体的に取り組み、分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・人権参観・休日参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さ、人権の大切さを題材とした授業を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・「考え方議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育
- ・学校長、人権部が全校児童に向けて話をする「ほほえみ朝会」の設定
- ・警察のスクールソポーターによる「非行防止教室」の実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り入れた人権学習、道徳学習の実施

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会を中心に取り組む「あいさつ運動」の実施

オ 児童同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、「いじめ問題」等、人権標語・スローガンを作成する。
- ・縦割り活動での交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

カ 児童へのはたらきかけ

- ・「学校だより」にいじめや命に係わる内容や道徳「心のとびら」を設け啓発を行う。
- ・年7回の人権朝会の内容について学年、学級で話し合いを実践する。
- ・読書週間に、教職員が人権にかかわる本を児童に読み聞かせする。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全体一斉に、または学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、12月、2月に実施。尚、6月、12月の実施において、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・6月、12月、2月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。
- ・その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・担任は、児童と保護者の実態把握に努め、必要に応じてS Cと連携し教育相談を進める。

(ウ) その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員による「いじめを見逃さない」体制づくりの構築
- ・「修二っ子タイム」（1週間のふりかえりシート）の活用
- ・生徒指導目標に即した「コツコツ目標」を2か月に1回設定する。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・複数教職員による組織的な「いじめ」の認知
- ・アンケート及び教育相談の結果の問題をいじめ対策委員会で共有
- ・調査等の結果の取組推進への活用
- ・いじめが疑われる相談内容に対する丁寧な聴き取り
(日時、場所、いじめの態様、期間、経過、心情など)
- ・アンケート及び教育相談内容の記録

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめが起こった際は、確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校側の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過を説明し、必要な連携を求めるとともに、児童や保護者の不安を取り除けるように取り組む。

いじめを行った児童に対しては、組織的に決定した方針の下、毅然とした態度で指導を行う。この際、児童の発達段階や発達の特性をふまえていじめを行った背景についても十分に考慮する。

周囲の児童がいじめに直接かかわってはいないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず傍観することもいじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組む重要性を指導する。

いじめの状況や指導の経過については、常にいじめ対策委員会に報告し、その対応について協議する。また、定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（おそれがある場合も含む）など、いじめの内容などによっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示を受け、教育委員会と連携して対処する。また、事案の内容によっては被害を受けた児童の意向を配慮した上で、所轄の警察署とも十分に連携し対処するようとする。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

ウ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有および対応



エ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・情報モラルに係る学級活動の強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

オ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消は、少なくとも3ヵ月間いじめに係る行為が止んでること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを目安とするという定義の共有
- ・解決したと思われる事案が再発する可能性を考慮した観察の継続
- ・いじめを受けた児童本人及び、その保護者に対する、心身の苦痛を感じていないかどうか確かめる面談の実施

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教員一人ひとりのいじめに対する意識の向上
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修の実施
- ・小小連携による資質向上に向けた研修会

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や「京都市いじめの防止取組指針」「修二小いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の授業参観への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会など地域関係団体と学校が組織的に連携・協同する体制の構築
- ・学校と地域社会、家庭が協同する体制の充実
- ・ホームページや学校だより等を用いた「いじめ対策委員会」の役割や構成員等の児童生徒や保護者・地域等への周知
- ・家庭訪問や個人懇談会の場を活用した、保護者と学校の情報共有

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

- ・重大事態は、法において、次の通り定義されている。
いじめ防止対策推進法第28条
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
上記2点を学校側が認識していない場合であっても、児童又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
重大事案が発生した場合は、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を重視する。即座に調査を開始するとともに、教育委員会に直ちに報告し、十分な連携を図り、対処方針を共有して迅速に対応する。

イ 重大事態が発覚したときの対応

- ①京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
- ②「いじめ対策委員会」を調査主体とした事実確認の調査
- ③調査により把握した情報の記録の整理 公文書としての管理
- ④児童及び保護者に対する情報等の提供
- ⑤市長への報告

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・修二小PTAとの連携のもと、いじめ問題や「修二小いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導研修会 「いじめ防止基本方針」共通理解 生徒指導委員会			入学式後の保護者説明 学級懇談会 家庭訪問
5	生徒指導委員会	人権朝会（憲法月間） いじめ対策委員会の紹介 あいさつ週間 6年修学旅行 1年生を迎える会		家庭訪問 いじめ対策委員会の周知（ホームページ・学校だより等）
6	生徒指導委員会 生徒指導研修会 第1回 学級経営の交流	人権朝会（外国人） 縦割り活動	第1回いじめに関するアンケート実施 児童による学校評価 第1回クラスマネジメントシート実施 教育相談	休日参観
7	生徒指導委員会	縦割り活動 5年花背山の家		個人懇談会
8	生徒指導委員会 生徒指導研修会 「教職員のいじめに対する意識向上の研修」		生活習慣アンケート	

9	生徒指導委員会	人権朝会（同和） 4年みさきの家		
10	生徒指導委員会 生徒指導研修会 第2回 学級経営の交流	人権朝会（国際理解） 縦割り活動 運動会		
11	生徒指導委員会	人権朝会（総育） 学習発表会 読み聞かせ（人権に関する本）		
12	生徒指導委員会	人権月間取組 人権朝会（人権月間にについて）	第2回いじめに関するアンケート実施 児童による学校評価 第2回クラスマネジメントシート実施 教育相談	人権参観懇談会 個人懇談会
1	生徒指導委員会		生活習慣アンケート	
2	生徒指導委員会	人権朝会（男女平等） 縦割り活動	第3回いじめに関するアンケート実施 教育相談 学校評価のいじめに係る事項の分析	学級懇談会 新1年入学説明会
3	生徒指導委員会	6年生を送る会	いじめ防止プログラムの見直し	

<校内指導体制>

